



別表一の三次業  
令三・四・一以後終了事業年度等分

		事業年度等	法人名				
<b>法人税額の計算</b>							
恒久的施設帰属所得に係る法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	46	000	その他の国内源泉所得に係る法人税額	(13)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((13)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	55	000
	その他の所得金額(1)-(46)	47	000	その他の国内源泉所得に係る法人税額	その他の所得金額(13)-(55)	56	000
	(46)の15%又は19%相当額	48		その他の国内源泉所得に係る法人税額	(55)の15%又は19%相当額	57	
	(47)の23.2%相当額	49		その他の国内源泉所得に係る法人税額	(56)の23.2%相当額	58	
額の計算等	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(8)	53		額の計算等	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(59)-(60)	61	
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(52)-(53)	54					
この申告が修正申告である場合の							
恒久的施設帰属所得に係る法人税額の計算	この申告前の所得金額又は欠損金額	62		この申告前の所得金額又は欠損金額	65		
	この申告前の欠損金又は災害損失等の当期控除額	63		この申告前の欠損金又は災害損失等の当期控除額	66		
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	64		この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67		
	この申告前の法人税額	68		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((30)-(68)若しくは((30)+(69))	70	外	00
	この申告前の還付金額	69	外	又は((69)-(34))			

【No.10】 当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の外国法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている外国法人等であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。  
また、適用除外事業者(当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等)であるにもかかわらず、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率(15%)を適用していませんか。

【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

**地方法人税額の計算**

課税標準法人税額(36)	71	000	(71)の10.3%相当額	72	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76	
この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額((42)-(74)若しくは((42)+(75)+(76))	77	00
この申告前の中間還付額	75		又は(((75)-(43))+((76)-(43)の外書))		

「48」の「①」欄の金額は「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになりますから留意してください。

		法人名	処	留	保	配	記	所	の	他	円
	当期利益又は当期欠損の額										
加	損金経理をした法人税及び地方 法人税(附帯税を除く。)										
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税										
	損金経理をした納税充当金										
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、 加算金、延滞金(延納分を除く。)										
	減価償却の償却超過額										
算	役員給与の損金不算入額										
	交際費等の損金不算入額										
	○ ○ ○										
	小 計										
	減価償却超過額の当期認容額										
減	納税充当金から支出した事業税等の金額										
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)										
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)										
	受贈益の益金不算入額										
	適格現物分配に係る益金不算入額										※
算	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額										
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等										
	○ ○ ○										
	小 計										
	仮 計 (1)+(11)-(21)										
対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)「27」又は「32」)											
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)「10」)											
仮 計 (22)から(24)までの計											
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額											
寄附金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)											
神祇の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額(別表十(一)「9」若しくは「13」又は別表十(二)「8」)											
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の③)											
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)「7」)											
分岐時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五)の②「5」の②)+別表十七(二)の六「1」)											
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)											
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)											
合 計 (25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)											
契約者相当の益金算入額 (別表九(一)「13」)											
特定目的会社等の支払相当又は特定目的会社に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(一)「16」若しくは「33」)											
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額											※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額											※
差 引 計 (34)から(38)までの計											外※
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(二)「9」若しくは「21」又は別表七(三)「10」)											※ △
総 計 (39)+(40)											外※
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)											※ △
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)											△
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43」の計)											△
国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額(別表十二(一)「13」、別表十二(一)「10」又は別表十二(一)「12」)											△
特別新事業開始事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額(別表十(六)「14」又は「11」)											※
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額											△
所得金額又は欠損金額											外※

【No.61】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

【No.14】別表五(二)の5、10、15及び24~29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を加算していますか。  
【No.50】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。  
【No.51】損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を加算していますか。

【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を13欄等で減算していますか。

【No.15】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます)の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

【No.12】前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。  
【No.17】別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を減算していますか。

利益積立金額及び資本金等の額の計算に  
関する明細書

事業年度 : : 法人名

別表五(一)

令三・四・一以後終了事業年度分

御注意

この表は、通常の場合には次の算式により検算がとれます。  
期首現在利益積立金額合計「31」① + 別表四留保所得金額又は欠損金額「48」  
= 差引翌期首現在利益積立金額合計「31」④

区 分		I 利益積立金額の計算に関する明細書			差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③ ④
		期首現在利益積立金額 ①	当期の増減 減 ② 増 ③		
利益準備金	1	円	円	円	円
積立金	2				
	3				
〇〇〇引当金	4				
繰延税金資産(負債)	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	14				
〇〇〇	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
繰越損益金(損は赤)	26				
納税充当金	27				
未納法人税等 <small>(「繰上経費」又は「繰下経費」)</small>	未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)	28 △	△	中間 △ 確定 △	△
	未納道府県民税(均等割額を含む。)	29 △	△	中間 △ 確定 △	△
	未納市町村民税(均等割額を含む。)	30 △	△	中間 △ 確定 △	△
差引合計額	31				

【No.13】貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、④欄の金額と一致していますか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.3】期首現在利益積立金額及び期首現在資本金等の額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.62】貸借対照表と別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②⑥欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

【No.11】別表四と別表五(一)の検算額は、31④欄の金額と一致していますか。  
【検算式】別表四の48②欄 + 31①欄 + 28~30の③欄の合計額 = 31④欄

区 分		II 資本金等の額の計算に関する明細書			差引翌期首現在資本金等の額 ①-②+③ ④
		期首現在資本金等の額 ①	当期の増減 減 ② 増 ③		
資本金又は出資金	32	円	円	円	円
資本準備金	33				
	34				
	35				
差引合計額	36				



租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度 . . . **【No.2】** 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表五(二) 令三・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度	期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ①-②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	
法人税及び地方法人税	円		円	円	円	円
道府県民税						
市町村民税						
特別法人事業及び税						
その他						
<b>納税充当金の計算</b>						
期首納税充当金	30					円
繰入額	損金経理をした納税充当金	31				
		32				
	計 (31) + (32)	33				
取崩額	法人税額等 (5の③)+(10の③)+(15の③)	34				
	事業税及び特別法人事業税 (19の③)	35				
						期末納税充当金 (30) + (33) - (40) 41

**【No.3】** 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

**【No.18】** 41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。

**【No.15】** 5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。

**【No.16】** 19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の13欄等で減算していますか。  
**【No.16】** 19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四で加算していますか。

**【No.17】** 「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。

**【No.14】** 5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

期首現在未納税額

当期発生税額

当期中の納付税額

期末現在未納税額

【No.3】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.18】 41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。

【No.15】 5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。

【No.16】 19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の13欄等で減算していますか。  
【No.16】 19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四で加算していますか。

【No.17】 「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。

【No.14】 5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

期首現在未納税額

当期発生税額

当期中の納付税額

期末現在未納税額

【No.3】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.18】 41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。

【No.15】 5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。

【No.16】 19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の13欄等で減算していますか。  
【No.16】 19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四で加算していますか。

【No.17】 「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。

【No.14】 5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。



法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(六)

令三・四・一以後終了事業年度分

法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算			
当期税額控除可能額 (6の合計)	1	円	法人税額の特別控除額 (1)と(3)のうち少ない金額
調整前法人税額 (別表「2」又は別表「三」若しくは「14」)	2		
当期税額基準額 (2) × $\frac{90}{100}$	3		調整前法人税額超過額 (1) - 5
当期税額控除可能額及び調整前法人税			
適用を受ける各特別控除制度		当期税額控除可能額 6	調整前法人税額超過構成額 7
一般試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	① 別表六(八)「23」	円
中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	② 別表六(九)「19」	
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除	当期分	③ 別表六(十二)「9」	
高度省エネルギー増進設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	④ 別表六(十三)「15」	
中小企業者等が機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑤ 別表六(六)付表「1の③」	別表六(六)付表「2の③」
	当期分	⑥ 別表六(十四)「14」	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑦ 別表六(六)付表「1の⑧」	別表六(六)付表「2の⑧」
	当期分	⑧ 別表六(十五)「16」	
国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨ 別表六(十六)「23」	
国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩ 別表六(十七)「23」	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪ 別表六(十八)「17」	
地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫ 別表六(十九)「16」	
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑬ 別表六(二十)「26」	
		⑭ 別表六(二十)「36」	
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑮ 別表六(二十一)「8」	
特定中小企業者等が経営改善設備を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑯ 別表六(六)付表「1の⑩」	別表六(六)付表「2の⑩」
	当期分	⑰ 別表六(二十二)「14」	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑱ 別表六(六)付表「1の⑭」	別表六(六)付表「2の⑭」
	当期分	⑲ 別表六(二十三)「15」	
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除	当期分	⑳ 別表六(二十四)「22」	
中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除	当期分	㉑ 別表六(二十五)「19」	
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉒ 別表六(二十七)「20」	
中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉓ 別表六(二十八)「19」	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉔ 別表六(三十)「14」	
革新的情報産業活用設備を取付した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉕ 別表六(三十一)「20」	
		㉖ 別表六(三十二)「18」	
	当期分	㉗ 別表六(三十二)「25」	
		㉘ 別表六(三十二)「32」	
特定復興産業集積区域等において機械等を取付した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉙ 別表六(六)付表「1の⑰」	別表六(六)付表「2の⑰」
	当期分	㉚ 別表六(三十三)「20」	
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉛ 別表六(三十四)「11」	
合 計			(5)

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.23】複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。

特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書

事業年度		法人名	
継続給 続給 雇 用 に 者 係 給 る 与 要 件	継続雇用者給与等支給額 (17の①)	1	円
	継続雇用者比較給与等支給額 (17の②)又は(17の③)	2	
	(1) > (2) 又は ((1) = (2) = 0)	3	該当・非該当
	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。</div>		
国内設 備投 資額 に 係 る 要 件	国内設備投資額	4	円
	当期償却費総額 (20)	5	
	当期償却費総額の30%相当額 $(5) \times \frac{30}{100}$	6	
	(4) > (6)	7	該当・非該当
特定対象年度の基準所得等金額			
前事業年度等の基準所得等金額の合計額		9	
(8) ≤ (9)		10	該当・非該当
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算			
継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算	
当期		前事業年度等	
①		③	
事業年度等又は連結事業年度等	11	円	円
継続雇用者に対する給与等の支給額	12	円	円
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	13		
同上のうち雇用安定助成金額	14		
差引 (12) - (13) 又は ((12) - (13) + (14))	15		
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(11の③)の月数}}$	16		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (15) 又は ((15) × (16))	17		円
当期償却費総額の計算			
損益計算書に計上された減価償却費の額	18	円	円
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	19		
当期償却費総額 (18) + (19)		20	円

別表六(七)  
令三・四・一以後終了事業年度分

【No.24】中小企業者等以外の法人又は適用除外事業者が、次に掲げる法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、3欄、7欄又は10欄のいずれかが「該当」となっていますか。

- ① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度(別表六(八)、六(十二))
- ② 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度(別表六(十八))
- ③ 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度(別表六(三十))
- ④ 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除制度(別表六(三十二))







試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に  
おける比較試験研究費の額及び平均売上金額の  
計算に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(十)

令三・四・一以後終了事業年度分

比較試験研究費の額の計算			
事業年度又は連結事業年度	試験研究費の額	$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(1)の事業年度又は連結事業年度の月数}}$	改定試験研究費の額 (2) × (3)
1	2	3	4
調整対象年度	円		円
・			
・			
・			
計			
比較試験研究費の額 (4の計) ÷ (調整対象年度数)		5	円
平均売上金額の計算			
事業年度又は連結事業年度	売上金額	$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(6)の事業年度又は連結事業年度の月数}}$	改定売上金額 (7) × (8)
6	7	8	9
売上調整年度	円		円
・			
・			
・			
当期			
計			
平均売上金額 (9の計) ÷ (1 + 売上調整年度数)		10	円

【No.26】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。  
また、当事業年度に適用される規定により計算していますか。

【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.28】 調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。  
【No.30】 合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。

【No.27】 申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。

【No.27】 当事業年度の金額を記載していますか。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における  
基準年度比売上金額減少割合及び基準年度試験研究費  
の額の計算に関する明細書

事業年度	法人名
当期の売上金額	基準年度比売上金額減少割合 $\frac{(6)}{(5)}$ <small>((2)の基準事業年度がない場合又は場合は0)</small>
基準事業 【No.29】申告調整額を加減算した 税務上の金額となっていますか。	当期の試験研究費の額 (別表六(八)「1」)又は(別表六(九)「1」)
同上の基準事業年度の売上金額	(2)の基準事業年度の試験研究費の額
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(2)の基準事業年度の月数}}$	【No.29】当事業年度に適用される 規定により計算していますか。
基準売上金額 (3) × (4)	基準年度試験研究費の額 (9) × (4)
基準年度比売上金額減少額 (5) - (1) (マイナスの場合は0)	(7) ≥ 2%かつ(8) > (10)の場合の当期税 額基準額の特例加算割合

別表六十一  
令三・四・一以後終了事業年度分

【No.30】合併等が行われた場合、基準年度  
試験研究費の額及び基準売上金額の調整  
を行っていますか。

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除  
に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六十二

令三・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可
(別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)		
特別試験研究費の額 (14の計)	1	円
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	7	円
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(八)「3」又は別表六(九)「3」)	2	当 期
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3	
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (6)と(8)のうち少ない金額)
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)-(4)と(16)のうち少ない金額)	5	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の③」)
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	6	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (9) - (10)
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細		
措法第42条の4第7項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容	
12	特別試験研究費の額	
第1号・第2号・第3号	【No.25】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 ・棚卸資産 ・固定資産(事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。) ・繰延資産(試験研究のために支出した費用に係るものを除く。) また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。	
第1号・第2号・第3号	【No.25】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を特別試験研究費の額から控除していますか。	
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
第1号・第2号・第3号		
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	15	
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額	16	

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.25】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。  
・棚卸資産  
・固定資産(事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除く。)  
・繰延資産(試験研究のために支出した費用に係るものを除く。)  
また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうち、取得価額となる費用の額等となっていますか。  
【No.25】試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を特別試験研究費の額から控除していますか。



欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表七(一)

控除前所得金額		円		所得金額控除限度額		円	
(別表四「39の①」) - (別表七(一)「9」又は「21」)		1		(1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$		2	
事業年度	区分	控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額			
		3	4	5			
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
計							
当	欠損金額				欠損金の繰戻し額		
期	(別表四「48の①」)						
分	同上のうち						
	災害損失金						
	青色欠損金						
合計							
災害により生じた損失の額の計算							
災	【No.31】 2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。						
災	① 当事業年度終了の時における外国法人の資本金の額又は出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度(法第57条第11項第1号該当、法第142条第2項、法第142条の10)						
当	② 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)(法第57条第11項第2号該当、法第142条第2項、法第142条の10)						
資	③ 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)(法第57条第11項第3号該当、法第142条第2項、法第142条の10)						
被	【No.31】 別表一の三において、恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額から欠損金を控除していますか。						
費							
被							
の							
損							
失							
の							
額							
保							
引							
同	同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13					
中	中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14					
繰	繰戻しの対象となる災害損失欠損金額	15					
戻	((6の③)と((13の③)-(14の③))のうち少ない金額)						
し	繰越控除の対象となる損失の額	16					
の	((6の③)と((12の③)-(14の③))のうち少ない金額)						

【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.3】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.31】 2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。

- 当事業年度終了の時における外国法人の資本金の額又は出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度(法第57条第11項第1号該当、法第142条第2項、法第142条の10)
- 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)(法第57条第11項第2号該当、法第142条第2項、法第142条の10)
- 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度(株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。)(法第57条第11項第3号該当、法第142条第2項、法第142条の10)

【No.31】 別表一の三において、恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額から欠損金を控除していますか。

令三・四・一以後終了事業年度分



寄附金の損金算入に関する明細書

事年	業度	法人名
----	----	-----

別表十四(二)  
令三・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合				
一般寄附金の損金算入限度額の計算	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円	損金算入額	長期給付事業への繰入利子額	25	円	
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2			同上以外のみなし寄附金額	26		
	その他の寄附金額	3			計	(25) + (26) + (27)	28	
	計 (1) + (2) + (3)	4			所得金額仮計	29		
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5						
	計 (4) + (5)	6						
	所得金額仮計 (別表四「25の①」+「26の①」)	7						
	寄附金支出前所得金額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8						
	同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額	9						
	期末の資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (マイナスの場合は0)	10						
	同上の月数換算額 $(10) \times \frac{1}{12}$	11						
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額	12						
	一般寄附金の損金算入限度額 $(9) + (12) \times \frac{1}{4}$	13						
特定算入益寄附増進法の人の特計に損	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 $(8) \times \frac{6.25}{100}$	14		計	長期給付事業を行う経済組合等の損金算入限度額 (25) と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	33		
期末の資本金等の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 $(11) \times \frac{3.75}{1,000}$	15			算	損金算入限度額 (31)、(31) と (32) のうち多い金額) 又は ((31) と (33) のうち多い金額)	34		
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 $((14) + (15)) \times \frac{1}{2}$	16			指	定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	35		
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2) と ((14) 又は (16)) のうち少ない金額	17				国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36		
指定寄附金等の金額 (1)	18				(28) の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額	37		
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (4) の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額	19				同上のうち損金の額に算入されない金額 $(37) - (34) - (35)$	38		
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 $(20) - ((9) \text{ 又は } (13)) - ((17) - (18))$	21		損	同上のうち損金の額に算入されない金額 $(37) - (34) - (35)$	38		
	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 (19)	22		不	国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (36)	39		
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23		算	計	(38) + (39)	40	
	計 (21) + (22) + (23)	24		入				

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.41】恒久的施設帰属所得の計算において、10欄の期末の資本金等の額は、外国法人の資本金等の額にその外国法人の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちその外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額となっていますか。

指定寄附金等に関する明細				
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の用途	寄附金額
				41
				円
計				
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額
				42
				円
計				
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細				
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

別表十五

令三・四・一以後終了事業年度分

支出交際費等の額 (8の計)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2				
中小法人等の定額控除限度額 [(1)の金額又は800万円 × $\frac{1}{12}$ ] (相当額のうち少ない金額)	3		損金不算入額 (1)-(4)	5	

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

支出交際費等の額の明細

科目	支出額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待 飲食費の額
	6	7	8	9
交際費	円	円	円	円
計				

【No.43】当事業年度終了の日における外国法人の資本金の額又は出資金の額に外国法人の総資産の価額のうちに占める国内にある資産及び国外にある資産(恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限り)の価額の割合を乗じて計算した金額が100億円超の外国法人であるにもかかわらず、9欄の計算をしていませんか。また、この金額が1億円超の外国法人、又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等)に発行済株式等の全部を保有されている外国法人であるにもかかわらず、3欄の計算をしていませんか。

○ ○ ○

【No.42】交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。

【No.42】接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。

旧定額法又は定額法による減価償却資産  
の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

別表十六(一)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
	取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	
	事業の用に供した年月	5						
	耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円外	
	圧縮記帳による積立金計上額	8						
帳 簿	差引取得価額(7)-(8)	9						
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額	12						
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△	
	損金に計上した当期償却額	14						
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	
	合 計(13)+(14)+(15)	16						
	当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	平成19年3月31日以前取得分	17					
		残 存 価 額	18					
差引取得価額×5% $(9) \times \frac{5}{100}$		19						
旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-(17)		20						
旧定額法の償却率		21		円	円	円	円	
算 出 償 却 額 $(19) \times (20)$		22	( )	( )	( )	( )	( )	
増 加 償 却 額 $(21) \times$ 割増率		23						
計 $(21)+(22)$ 又は $(16)-(18)$		24						
算 出 償 却 額 $(18-17) \times \frac{5}{60}$		25						
定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)		26						
定 額 法 の 償 却 率	27		円	円	円	円		
算 出 償 却 額 $(25) \times (26)$	28	( )	( )	( )	( )	( )		
増 加 償 却 額 $(27) \times$ 割増率	29							
計 $(27)+(28)$	30							
当 期 分 の 償 却 限 度 額	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)	31						
	特に償却増額の特例適用条項	32						
	特別償却限度額	33						
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	34						
合 計(30)+(32)+(33)	35							
差 引	償 却 不 足 額 $(34)-(35)$	36						
	償 却 超 過 額 $(35)-(34)$	37						
償 却 超 過 額	前 期 からの繰越額	38	外					
	当期償却不足によるもの	39						
	積立金取崩しによるもの	40						
	差引合計翌期への繰越額 $(37)+(38)-(39)-(40)$	41						
特 別 償 却 不 足 額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 $((36)-(39))$ と $((32)+(33))$ のうち少ない金額	42						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
	差引翌期への繰越額 $(42)-(43)$	44						
	翌期額の内繰越	45						
	当期分不足額	46						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 $((36)-(39))$ と(32)のうち少ない金額	47							
備考								

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.45】中小企業者等以外の法人又は適用除外事業者であるにもかかわらず、中小企業者等向けの特別償却を適用していませんか。  
【No.46】特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳及び他の特別償却を重複適用していませんか。  
【No.47】特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。

【No.3】前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。





国外関連者に関する明細書

事業年度又は連結事業年度  
法人名  
( )

別表十七(四)

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

【No.48】国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者の名称、国外関連者の直近事業年度の営業収益等及び国外関連者との取引状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まれます。）。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

国外 関連者 の 名称 等	名 称							
	本 店 の 所 在 地 又 は 主 務 所	国 名 又 は 地 域 名						
		所 在 地						
	主 たる 事 業							
	従 業 員 の 数							
	資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額							
	特 殊 の 関 係 の 区 分	第	該 当	第	該 当	第	該 当	
	株 式 等 の 保 有 割 合	保 有			%	%	%	
		被 保 有			%	%	%	
		同 一 の 者 に よ る 国 外 関 連 者 の 株 式 等 の 保 有			%	%	%	
直 近 事 業 年 度 の 営 業 収 益 等	事 業 年 度	: :		.	.	.		
	営 業 収 益 又 は 売 上 高	(	百 万 円 )	(	百 万 円 )	(	百 万 円 )	
	営 業 費 用	原 価	(	百 万 円 )	(	百 万 円 )	(	百 万 円 )
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	(	百 万 円 )	(	百 万 円 )	(	百 万 円 )
	営 業 利 益	(	百 万 円 )	(	百 万 円 )	(	百 万 円 )	
	税 引 前 当 期 利 益	(	百 万 円 )	(	百 万 円 )	(	百 万 円 )	
	利 益 剰 余 金	(	百 万 円 )	(	百 万 円 )	(	百 万 円 )	
国 外 関 連 者 と の 取 引 状 況 等	棚 卸 資 産 の 買 入 対 価	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円	
		支 払		支 払		支 払		
	役 務 提 供	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円	
		支 払		支 払		支 払		
	有 形 固 定 資 産 の 使 用	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円	
		支 払		支 払		支 払		
	無 形 資 産 の 譲 渡	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円	
		支 払		支 払		支 払		
	無 形 資 産 の 使 用 料	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円	
		支 払		支 払		支 払		
	貸 付 金 の 利 息 又 は 借 入 金 の 利 息	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円	
		支 払		支 払		支 払		
受 取		百 万 円	受 取	百 万 円	受 取	百 万 円		
支 払			支 払		支 払			
事 前 確 認 の 有 無	有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無			

外国法人の本店等との間の内部取引の状況等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十七の三(三)

令三・四・一以後終了事業年度分

外 国 業 法 人 収 入 益 の 等	営業収益又は売上高		(百万円)	営業利益	(百万円)	
	営業費用	原価	(百万円)	税引前当期利益	(百万円)	
		販売費及一般管理費	(百万円)	(百万円)		
内部取引の相手方	名					
	所在地					
外 国 法 人 の 本 店 等 と の 間 の 内 部 取 引 の 状 況 等	棚卸資産の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	役員提供の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	有形固定資産の使用料	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	無形資産の譲渡の対価	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	無形資産の使用料	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	貸付金の利息又は借入金の利息	受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
		受取	百万円	百万円	百万円	
		支払				
		算定方法				
	事前確認の有無			有・無	有・無	有・無

【No.49】内部取引がある場合、自社の直近事業年度の営業収益等、内部取引の相手方である本店等の名称等及び当該内部取引の状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含まず。）。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	【No.18】別表五(二)の41欄の金額と一致していますか。	流動負債	
現金		支払手形	
受取手形		買掛金	
		未払費用	
	【No.13】任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。	短期借入金	
仕掛品		<b>未払法人税等</b>	
材料		<b>賞与引当金</b>	
貯蔵品		<b>製品保証引当金</b>	
短期貸付金		<b>未払消費税額等</b>	
前払費用		固定負債	
<b>繰延税金資産</b>		長期借入金	
その他		社 債	
貸倒引当金		<b>退職給付引当金</b>	
		<b>役員退職引当金</b>	
固定資産		<b>繰延税金負債</b>	
有形固定資産		負債合計	
建物		(純資産の部)	
建物付属設備		株主資本	
機械及び装置		資 本 金	
車輛及び運搬具		資本剰余金	
土地		資本準備金	
建物仮勘定		その他資本剰余金	
無形固定資産		利益剰余金	
借地権		利益準備金	
施設利用権		その他利益剰余金	
営業権		×××準備金	
投資その他の資産		〇〇〇積立金	
投資有価証券		別途積立金	
長期貸付金		繰越利益剰余金	
<b>前払年金費用</b>		自己株式	
貸倒引当金		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
資産合計		純資産合計	
		負債及び純資産合計	

【No.62】貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表②欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

損益計算書 (自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

科 目	金 額
営業収益	
売上高	
営業費用	
売上原価	
販売費及び一般管理費	
営業利益	
営業外収益	
営業外費用	
支払利息	
経常利益	
特別利益	
固定資産売却益	
特別損失	
<b>有価証券評価損</b>	
<b>減損損失</b>	
<b>ゴルフ会員権評価損</b>	
貸倒損失	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
当期純利益	

【No.51】 損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四で加算していますか。

**有価証券評価損**  
**減損損失**  
**ゴルフ会員権評価損**

【No.50】 有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。



G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 <small>(受印)</small>	税務署長殿	※	一連番号	翌年以降 送付不要
納税地		※	申告年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 名称 又は屋号		※	申告年月日	令和 年 月 日
個人番号 又は法人番号		※	申告年月日	令和 年 月 日
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		※	申告年月日	令和 年 月 日

【No.61】 法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。  
【No.63】 課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成 年 月 日  
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

（中間申告 自 平成 年 月 日  
令和 年 月 日）  
の場合の  
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		付割賦基準の適用	有	無	31
課税標準額	①				32
消費税額	②				33
控除過大調整税額	③				34
控除税額	控除対象仕入税額	④			35
	返還等対価に係る税額	⑤			41
	貸倒れに係る税額	⑥			41
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦				41
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧				13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			00	15
中間納付税額	⑩			00	16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪			00	17
中間納付還付税額 (⑩-⑪)	⑫			00	18
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬			19
	差引納付税額	⑭		00	20
課税売上 割合	課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮			21
	資産の譲渡 等の対価の額	⑯			22
この申告書による地方消費税の税額の計算					
地方消費税 の課税標準 となる消費税 額	控除不足還付税額	⑰			51
	差引税額	⑱		00	52
課税 割合	還付額	⑲			53
	納税額	⑳		00	54
中間納付課税割額	㉑			00	55
納付課税割額 (㉑-㉒)	㉒				56
中間納付還付課税割額 (㉑-㉒)	㉓				57
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	㉔			58
	差引納付課税割額	㉕			59
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖				60

【No.52】 ①欄の金額は、附表2-1①のD欄、E欄(X欄に金額がある場合、附表2-2の各欄)又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(⑤欄又は附表2-1若しくは2-3①の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.60】 ⑩欄及び㉑欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。

【No.62】 ㉖欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している外国法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)

㉖ = (11+22) - (③+⑫+⑬+⑭) · 修正申告の場合  
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付す

G K 0 6 0 1

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号	
------	--

納税地	(電話番号 - - )
(フリガナ) 名称 又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52
小売等軽減売上割合	<input type="radio"/>	附則39①	53

第二表

令和元年十月一日以後終了課税期間分

自 平成 年 月 日  
令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

至 令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日  
令和 年 月 日

の場合の  
対象期間 至 令和 年 月 日

課税標準額	①	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
※申告書(第一表)の①欄へ														0	0	0	01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②															02
	4%適用分	③															03
	6.3%適用分	④															04
	6.24%適用分	⑤															05
	7.8%適用分	⑥															06
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧															07
	7.8%適用分	⑨															08
		⑩															09

【No.58】課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ(例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等)がある場合、⑧~⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。

消費税額	⑪	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
※申告書(第一表)の②欄へ																	
⑪の内訳	3%適用分	⑫															21
	4%適用分	⑬															22
	6.3%適用分	⑭															23
	6.24%適用分	⑮															24
	7.8%適用分	⑯															25

返還等対価に係る税額	⑰	十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
※申告書(第一表)の⑤欄へ																	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱															31
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲															32

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	4%適用分	⑳															41	
	6.3%適用分	㉑															42	
	6.24%及び7.8%適用分		㉒															43
			㉓															44

(注1) ⑥~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。  
(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称			
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	①	(付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
①課税資産の譲渡等の対価の額	①	(付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	②	(付表1-2の①-2X欄の金額)	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ		※第一表の⑩欄へ	
消費税額	②	(付表1-2の②X欄の金額)	※第一表の⑬欄へ	※第一表の⑭欄へ	※第一表の⑮欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳・㉑D欄の合計金額)	(付表2-1の㉒・㉓E欄の合計金額)	※第一表の⑯欄へ	
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉔D欄の金額)	(付表2-1の㉕E欄の金額)	※第一表の⑰欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤X欄の金額)			※第一表の⑱欄へ
	⑤売上げの返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤-1X欄の金額)			※第一表の⑲欄へ
	⑤特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	(付表1-2の⑤-2X欄の金額)			※第一表の⑲欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥	(付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑲欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	(付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑲欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	(付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑩E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	(付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				※マイナスの場合は第一表の⑳欄へ ※プラスの場合は第一表の㉑欄へ	
地方消費税	控除不足還付税額	⑪	(付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑩E欄の合計金額)	
	差引税額	⑫	(付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑩E欄の合計金額)	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬	(付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の㉖欄へ	※マイナスの場合は第一表の㉒欄へ ※プラスの場合は第一表の㉓欄へ ※第二表の㉔欄へ	
譲渡割額	還付額	⑭	(付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑩E欄×22/78)	
	納税額	⑮	(付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				※マイナスの場合は第一表の㉔欄へ ※プラスの場合は第一表の㉕欄へ	

【No.57】 ⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。  
【No.57】 不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区	分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	円 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①X欄へ
	①・1				
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額	①	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第一表の③欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ
	①・2				
消費税額	②	※第一表の⑩欄へ	※第二表の⑬欄へ	※第一表の⑭欄へ	※付表1-1の②X欄へ
控除過大調整税額	③	(付表2-2の⑩・⑪A欄の合計金額)	(付表2-2の⑩・⑪B欄の合計金額)	(付表2-2の⑩・⑪C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ
控 除 対象仕入税額	④	(付表2-2の⑫A欄の金額)	(付表2-2の⑫B欄の金額)	(付表2-2の⑫C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ
	④				
返還等対価に係る税額	⑤				
	⑤				
⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤				
	⑤・1				
内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	※⑤			
	⑤・2				
貸倒れに係る税額	⑥				※付表1-1の⑥X欄へ
	⑥				
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦				※付表1-1の⑦X欄へ
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※⑧B欄へ	※⑧C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※⑨B欄へ	※⑨C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩				
地方となる消費税の課税標準額	⑪		(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ
	⑪				
差引税額	⑫		(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬		※第二表の⑲欄へ	※第二表の⑲欄へ	※付表1-1の⑬X欄へ
譲渡還付額	⑭		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ
	⑭				
割納税額	⑮		(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ
	⑮				
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯				

【No.57】 ⑥X欄は、⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。  
【No.57】 不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区	分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 000	
① 課税資産の譲渡等 の 対価の額	① 1	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	内 特定課税仕入れに 係る支払対価の額	① 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	
消費税額	②	※第二表の⑮欄へ	※第二表の⑯欄へ	※第二表の⑰欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表2-3の⑮・⑯欄の合計金額)	(付表2-3の⑮・⑯欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控 除 税 額	控除対象仕入税額	④	(付表2-3の⑳A欄の金額)	(付表2-3の⑳B欄の金額)	※第一表の④欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤			※第一表の⑤欄へ
⑤ の 内 税 額	売上げの返還等 対価に係る税額	⑤ 1			※第一表の⑥欄へ
	特定課税仕入れ の返還等対価 に係る税額	⑤ 2	※①-2欄		※第一表の⑦欄へ
	貸倒れに係る税額	⑥			※第一表の⑧欄へ
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			※第一表の⑨欄へ
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧			※第一表の⑩欄へ
	差引税額 (②+③-⑦)	⑨			00
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控除不足還付税額 (⑧)	⑩			※第一表の⑪欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉑及び㉒欄へ
	差引税額 (⑨)	⑪			00
譲 渡 割 納 税 額	還付額	⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑬欄へ
	納税額	⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑭欄へ 00

【No.57】⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を記載していますか。  
【No.57】不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

第4-(2)号様式

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含

課税期間		. . . ~	
項目		旧税率	
課税売上額（税抜き）	①		
免税売上額	②		
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の 価額	③		
課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）	④		
課税資産の譲渡等の対価の額（④の金額）	⑤		
非課税売上額	⑥		
資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）	⑦		
課税売上割合（④/⑦）	⑧		[ %] ※電算 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	⑨	(付表2-2の⑨X欄の金額)	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(付表2-2の⑩X欄の金額)	(⑨D欄×6.24/108) (⑨E欄×7.8/110)
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	(付表2-2の⑪X欄の金額)	
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫	(付表2-2の⑫X欄の金額)	
課税貨物に係る消費税額	⑬	(付表2-2の⑬X欄の金額)	
納税義務の免除を受けない（受ける） こととなった場合における消費税額 の調整（加算又は減算）額	⑭	(付表2-2の⑭X欄の金額)	
課税仕入れ等の税額の合計額 （⑩+⑫+⑬±⑭）	⑮	(付表2-2の⑮X欄の金額)	
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 （⑮の金額）	⑯	(付表2-2の⑯X欄の金額)	
課税売上高が5億円超かつ、 課税売上割合が95%未満の場合	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	(付表2-2の⑯X欄の金額)	
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	(付表2-2の⑯X欄の金額)	
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑯+(⑯×④/⑦)〕	(付表2-2の⑯X欄の金額)	
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額（⑯×④/⑦）	⑳	(付表2-2の⑳X欄の金額)	
控除調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整（加算又は減算）額	㉑	(付表2-2の㉑X欄の金額)
	調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用） に転用した場合の調整（加算又は減算）額	㉒	(付表2-2の㉒X欄の金額)
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した（譲渡した）場合の加算額	㉓	(付表2-2の㉓X欄の金額)
差引	控除対象仕入税額 〔(⑯、⑱又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓〕がプラスの時	㉔	(付表2-2の㉔X欄の金額) ※付表1-1の④D欄へ ※付表1-1の④E欄へ
	控除過大調整税額 〔(⑯、⑱又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓〕がマイナスの時	㉕	(付表2-2の㉕X欄の金額) ※付表1-1の③D欄へ ※付表1-1の③E欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖	(付表2-2の㉖X欄の金額)	※付表1-1の③D欄へ ※付表1-1の③E欄へ

【No.52】 申告書第一表①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-1⑩の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。

【No.53】 本店等との間の内部取引は資産の譲渡等に含まれないにもかかわらず、その対価の額を②F欄に含めていませんか。

【No.54】 非居住者から受け取る利子等（他の外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を③F欄に記載していますか。

【No.55】 ⑥F欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.59】 課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫E欄は、⑪E欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか（又は、⑫X欄は、付表2-2⑪C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。

【No.56】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。  
3 ⑨及び⑩欄には、値引き、割引、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載する。



第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
		円	円	円	※付表2-1の④X欄へ 円
課税売上額(税抜き)	①				
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				(付表2-1の④F欄の金額)
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				(付表2-1の⑥F欄の金額)
課税売上割合(④/⑦)	⑧				(付表2-1の⑧F欄の割合) [%] ※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				※付表2-1の⑨X欄へ
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑥A欄×3/103)	(⑥B欄×4/105)	(⑥C欄×6.3/108)	※付表2-1の⑩X欄へ
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表2-1の⑪X欄へ
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑥C欄×6.3/100)	※付表2-1の⑫X欄へ
課税貨物に係る消費税額	⑬				※付表2-1の⑬X欄へ
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭				※付表2-1の⑭X欄へ
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮				※付表2-1の⑮X欄へ
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				
課5課95 税億% 売未 売円 上満 上超 割の 高又 がは が合 控の 除調 税 額整 差 引	個別 対 応 方 式	⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰		
	⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱		※付表2-1の⑱X欄へ
		個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲		※付表2-1の⑲X欄へ
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑱×④/⑦)	⑳			※付表2-1の⑳X欄へ
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				※付表2-1の㉑X欄へ
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				※付表2-1の㉒X欄へ
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓				※付表2-1の㉓X欄へ
控除対象仕入税額 〔(⑮、⑱又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓〕がプラスの時	㉔	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の④X欄へ
控除過大調整税額 〔(⑮、⑱又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓〕がマイナスの時	㉕	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の⑤X欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	※付表1-2の④C欄へ	※付表2-1の⑥X欄へ

【No.56】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。  
3 ④、⑤及び⑥のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。  
4 ⑤及び⑥欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。  
(R2.4.1以後終了課税期間用)

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書

課税期間		. . . ~	
項目		税率	
課税売上額(税抜き)	①		
免税売上額	②		
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③		
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④		
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤		
非課税売上額	⑥		
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦		
課税売上割合(④/⑦)	⑧		[ % ] ※四捨五入
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨		
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		(⑪B欄×7.8/100)
課税貨物に係る消費税額	⑬		
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭		
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮		
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯		
課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	
	⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱	
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑰)+(⑱×④/⑦)]	⑲	
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑲×④/⑦)	⑳		
控除調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑	
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒	
	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓	
差引	控除対象仕入税額 [(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓]がプラスの時	㉔	※付表1-3の③A欄へ
	控除過大調整税額 [(⑮、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒±㉓]がマイナスの時	㉕	※付表1-3の③B欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉖	※付表1-3の③A欄へ	※付表1-3の③B欄へ

【No.52】 申告書第一表①欄の金額は、A欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2-3⑪の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。)

【No.53】 本店等との間の内部取引は資産の譲渡等に含まれないにもかかわらず、その対価の額を②C欄に含めていませんか。

【No.54】 非居住者から受け取る利子等(他の外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場合、その金額を③C欄に記載していますか。

【No.55】 ⑥C欄の金額には、有価証券の譲渡対価の5%に相当する金額、土地等の譲渡対価の金額及び受取利子の金額を含めていますか。

【No.59】 課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合、⑫B欄は、⑪B欄の金額に7.8/100を乗じた金額を記載していますか。

【No.56】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 ⑨及び⑫欄には、値引き、削戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。